

下條村 定住促進住宅用地取得等補助金交付要綱

第1条(目的)

この事業は、本村の人口増加及び転出による減少を抑えるため、下條村内に定住するために住宅を新增築等するために用地を取得・造成する者及び、住宅を土地と共に購入する者に対して、住宅用地の取得（既存家屋の解体費用含む）・造成費用の一部を補助する。

第2条(定義)

この要綱において、用いる言葉の定義は次による。

(1)定住

別荘等一時的に使用する目的又は賃貸販売等の営利目的ではなく、永住を前提として本村に住民登録し、かつその生活の本拠を本村に有すること。

(2)住宅

台所、便所、浴室及び居室を有し利用上の独立性を有する住宅で、専ら自己の居住の用に供するもの（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供していると村長が認定したものを含む。）。

(3)中古住宅

過去に人の居住の用に供されたことのある住宅で、前号の条件を満たすもの。

第3条（補助対象）

補助金の申請者は、対象となる宅地の登記名義人（宅地が未登記の場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第13号に規定する家屋補充課税台帳に登録されるべき者。）とし、以下の要件を全て満たしている場合に申請できるものとする。なお、共有名義の場合はいずれか一名の名前で申請するものとする。

ただし、世帯員のいずれかが所有する土地を造成する場合は、世帯員いずれかの名義となっていれば対象とする。

- (1) 定住目的で下條村において住宅を新增築する者及び、住宅を土地と共に購入する者で、次に該当する者を除く。
 - ア. 本拠地が村外にある者。
 - イ. 配偶者及び15歳未満の子があるときは、その者が村内に居住していない場合
- (2)申請時の年齢が満45歳以下（夫婦の場合はどちらか一方でも可）の者。
- (3)村に対して納付義務のあるすべてのものに滞納のこと。
- (4)補助金は一戸一件とする。
- (5)その他村長が必要と認める者。

第4条（補助金の額）

(1)新築（建売含む）及び中古住宅購入の場合

用地取得費等の2分の1とし、千円未満を切り捨てる。また上限は100万円とする。

(2)増築の場合

用地取得費等の2分の1とし、千円未満を切り捨てる。また上限は50万円とする。

第5条（補助申請）

補助を受けようとする者は、新增築の場合、用地取得から1年以内に、また、用地取得・造成後住宅建築に着手した日から起算して6ヶ月以内に、また、住宅を土地と共に購入した場合は、契約後直ちに補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類等を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 土地売買契約書（写し）・造成工事請負契約書（写し）
- (2) 建築計画書（新增築の場合）
- (3) 工事箇所の位置図
- (4) 工事予定箇所の写真（住宅購入の場合はその全景写真）
- (5) 課税証明書（公課証明書）（中古住宅土地購入及び増築する場合）
- (6) その他村長が必要と認める書類

第6条（交付決定）

村長は、前条の申請書の提出がされたときは、その内容について調査、確認をした上、補助金を交付するか否かを決定し、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

第7条（計画変更の承認申請及び決定）

前条により交付決定を受けた者（以下「補助対象者」）は、交付決定の通知を受けた後において、交付申請の内容を変更しようとするとき、または、補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに計画変更・中止・廃止申請書（様式第3号）を、村長に提出しなければならない。

村長は、前項の変更等の承認申請があったときは、当該変更等を承認するかどうかを決定し、計画変更・中止・廃止決定通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

ただし、補助金額及び大幅な工事内容の変更が無い場合はこの限りではない。

第8条（実績報告）

補助対象者は、住宅用地を購入・造成し住宅建築及び購入と土地所有権移転登記が完了した後、速やかに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 土地代金・造成代金の領収書（写し）
- (2) 土地登記簿謄本（写し可、申請者等の名義であること）
- (3) 住民票謄本（家族全員の載ったもの）
- (4) 完成建物配置図面 等
- (5) 誓約書（様式第8号）

(6) 所得証明書・納税証明書（連帯保証人の前年度のもの）

(7) 用地・工事写真（着工前、工事中、竣工後の全景、住宅購入の場合は、全景写真）

第9条（補助金の額の確定）

村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

第10条（補助金の請求及び交付）

前条により確定通知書を受けた者は、確定通知書の交付日から起算して30日を経過した日または、交付決定のあった日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出するものとし、村長はこれに基づき補助金を交付する。

第11条（補助金の返還）

補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、村長がやむを得ないと認める場合を除き、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき助成金の全額を返還しなければならない。
- (2) 定住促進住宅用地取得等補助金の対象となった用地に建つ住宅に、交付決定日から10年未満の間に他人への貸与・売却、転居、転出又は取壟し等の理由により居住しなくなったとき定住促進住宅用地取得等補助金について、次に定める金額（算出した金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする）を村へ返還しなければならない。

（様式第8号）

交付決定日からの年数	返還額
1年以内	補助額の100分の100
1年以上2年以内	補助額の100分の90
2年以上3年以内	補助額の100分の80
3年以上4年以内	補助額の100分の70
4年以上5年以内	補助額の100分の60
5年以上6年以内	補助額の100分の50
6年以上7年以内	補助額の100分の40
7年以上8年以内	補助額の100分の30
8年以上9年以内	補助額の100分の20
9年以上10年以内	補助額の100分の10
10年以上	返還なし

第12条（補則）

要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は村長が別に定める。

附則（施行期日）

この要綱は平成27年4月1日から施行し、同日以降、当該年度の3月31日までに完了した用地取得・造成工事の申請に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から変更施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から変更施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から変更施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から変更施行する。

第12条により村長が別に定める項目

(補助金算定の基礎額)

1. 老朽化が著しく解体が適当と認定される既存家屋を合わせて売買する場合、売主（以下、「甲」という。）・買主（以下、「乙」という。）双方の合意のもと、解体費用負担を加味した売買契約が締結されることが想定される。
解体費用が高額になることが予想され、甲が負担し更地として売買することを容認せず、乙がその費用を負担することで通常の売買価格よりかなり安価で売買される場合、補助金算定の基礎となる売買価格は、その時点での不動産鑑定価格に置き換えることを認める。
2. 前項の規定による既存家屋の売買価格は、解体費用から土地に関する契約売買価格を差し引いた価格とする。

(村長が別に定める基本理念)

3. 1項並びに2項の解釈は、本要綱並びに下條村空き家等解体利活用事業補助金交付要綱（令和3年4月1日）の目的に鑑み制定する。

(本項目における必要書類)

4. 本項目に適用する申請には「取得費用按分計算表」（様式第9号）により算定する。
5. 前項の算定に使用する評価額は、執行担当課長より会計管理者に対して情報提供申請書を提出するものとする。

氏 の申請に対する

「下條村定住促進住宅用地取得等補助金」と
「下條村空き家等解体利活用事業補助金」に係る取得費用按分計算表

令和 年 月 日

取得額（実売買価格）

用 地 円

解 体 円

合 計 円

用地評価額 円

不動産鑑定価格 円

補助対象経費（千円未満切捨て）

用地取得費用 円

空き家等解体利活用事業補助金要綱第4条第2項に基づく、
空き家等解体費用

円